



平成 26 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 日 本 オ ラ ク ル 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 杉 原 博 茂
兼 C E O
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 副 社 長 野 坂 茂
兼 C F O
(TEL. 03-6834-6666)

「株式付与 E S O P 信託」の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 24 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「株式付与 E S O P 信託」(以下「E S O P 信託」といいます。)の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本信託の設定時期、期間、株式の取得時期、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせします。

記

1. E S O P 信託導入の目的

当社従業員の当社の業績や株価への意識を高めることにより、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するとともに、中長期的な企業価値向上を図ることを目的としたインセンティブ・プランとして、E S O P 信託を導入いたします。

2. E S O P 信託の概要

E S O P 信託とは、米国の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の報酬制度の拡充を図る目的を有するものをいいます。

当社が、本制度を利用することを選択した当社従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は予め定める株式交付規程に基づき当社従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、株式市場から予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、従業員の業績への貢献度等に応じた当社株式を、毎年一定の日に従業員へと交付します。E S O P 信託による株式交付は複数回に分けて実施する予定であり、時期等については現在検討中です。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

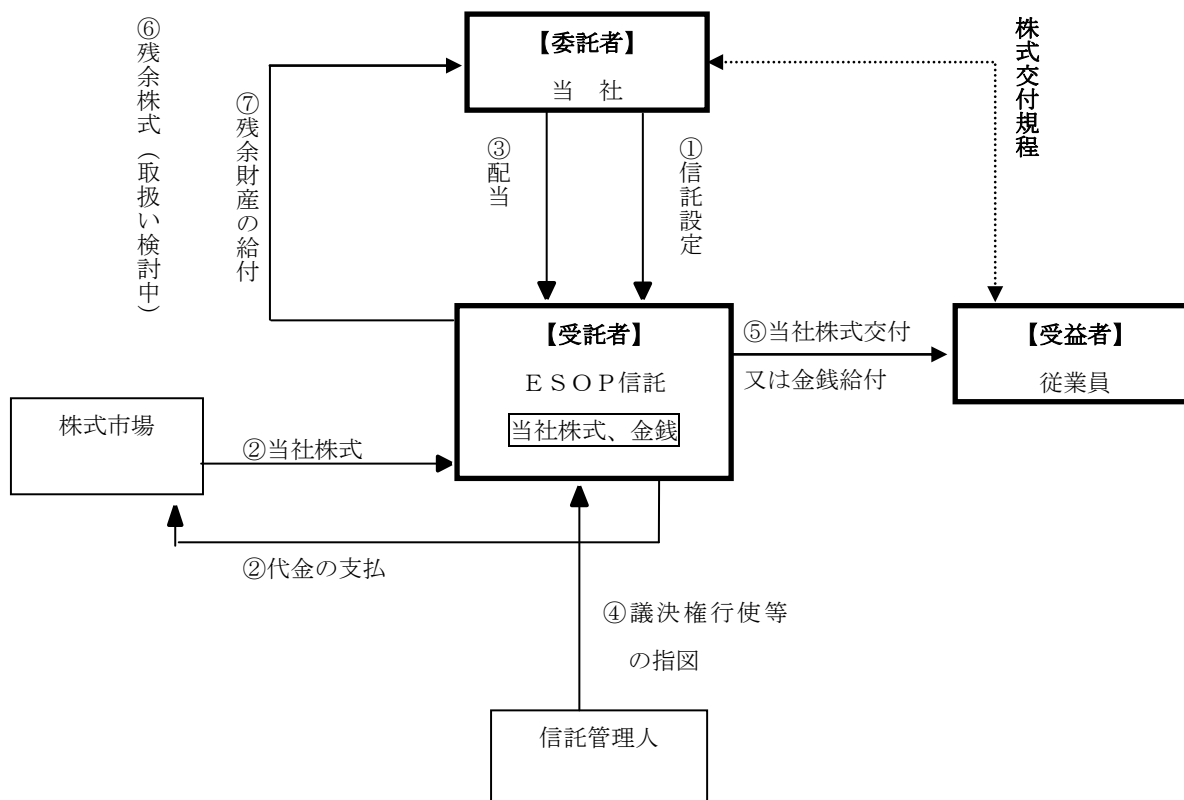
当該信託の導入により、従業員の中長期的な視野での業績や株価を意識した業務遂行を促し、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

3. 導入方法

現行のストック・オプション制度に上記の株式報酬制度であるE S O P信託を加え、ストック・オプション制度とE S O P信託の選択制として導入いたしますが、選択制の詳細については現在検討中であり、決まり次第お知らせいたします。選択時におけるストック・オプションの付与数に対するE S O P信託の株数換算割合は、4 : 1※とすることを予定しております。

※ストック・オプションの付与数が4個（400株相当）であった場合、E S O P信託を選択すると、合計で100株の当社株式と交換されます。

4. E S O P信託の仕組み



- ①当社は受益者要件を充足する当社従業員を受益者とするE S O P信託を金銭で設定します。
- ②E S O P信託は上記①の当社が拠出した資金をもって、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、信託管理人の指図に従い、株式市場から予め定める取得期間内に取得します。
- ③E S O P信託は当社の株主として、分配された配当金を受領します。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤当社の株式交付規程に従い、一定の要件を満たす当社従業員は、当社株式を受領します（例外的に、信託内の当社株式を換価し、受益者に金銭で給付することもあります）。
- ⑥E S O P信託の清算時に残余株式が生じた場合の取扱いについては、現在検討中です。
- ⑦E S O P信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

以 上